

内閣参質一六三第八号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員藤末健三君提出政治資金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出政治資金の運用に関する質問に対する答弁書

一について

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第八条の三の規定は、政治資金が民主政治の健全な発展を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、また、政治資金を投機的取引に用いることは国民の政治不信を招く原因となるおそれがあることから、政治資金の運用方法を、安全かつ確実な方法として一般的に行われている預貯金や国債証券等の取得などの方法に限定したものであると承知している。

二及び三について

政治資金の運用方法については、金融を取り巻く環境が大きく変化しているという御指摘の点も踏まえ、各党各会派において十分御議論いただくべき問題であると考えている。

